飯塚市告示第305号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の10第8号及び第115条の45の9第6号の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定第一号事業者に係る指定の全部の効力を停止したので、次のとおり告示する。

令和8年10月30日

飯塚市長　　武　井　政　一

記

1　事業者の名称	合同会社縁恵社
2　事業者の所在地	福岡県飯塚市津原637番地1
3　事業者の代表者	代表社員　鬼頭　紀之
4　事業所の名称	デイサービスセンター　おに福
5　事業所の所在地	福岡県飯塚市津原637番地1
6　介護保険事業所番号	4091800393
7　サービスの種類	地域密着通所介護、第一号通所事業
8　処分の内容	指定の全部効力停止（6か月間）
9　指定の効力停止期間	令和8年11月1日から令和9年4月30日まで